

事 務 連 絡
令和 4 年 12 月 21 日

各 都道府県 民生主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

放課後児童クラブ等における安全計画の策定に関する留意事項等について

第 208 回国会で可決・成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）において、都道府県等が条例で定めることとされている児童福祉施設等の運営に関する基準のうち、「児童の安全の確保」に関するものについては、国が定める基準に従わなければならないこととする改正が行われました。また、令和 4 年 9 月には、静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎バスに置き去りにされたこどもが亡くなるという大変痛ましい事案も発生しております。

こうした中、上記改正を受け、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 159 号）」において、放課後児童健全育成事業（以下、「放課後児童クラブ」という。）及び児童館については、令和 5 年 4 月 1 日より安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を各事業所・施設において策定することを義務付ける（令和 5 年 4 月 1 日から 1 年間は努力義務とし、令和 6 年 4 月 1 日から義務化）こととしています。

放課後児童クラブ及び児童館（以下「放課後児童クラブ等」という。）における安全の確保に関する取組については、既に児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく事業として、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「放課後児童クラブ設備運営基準」という。）、放課後児童クラブ運営指針（平成 27 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 34 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。）において示しており、児童館における安全の確保に関する取組については、既に児童福祉法に基づく児童福祉施設として、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）、児童館ガイドライン（平成 30

年10月1日付け子発1001第1号厚生労働省子ども家庭局長通知。)においてお示ししているところですが、今般、安全計画を各放課後児童クラブ等に策定いただくに当たり、既存の取組を踏まえた留意事項等を以下のとおり整理していますので、各都道府県・市区町村の放課後児童クラブ等の担当部局におかれては、当該内容を十分御了知の上、貴管内の放課後児童クラブ等に対して遺漏なく周知していただくようお願いします。

また、今般安全計画の策定が義務づけられていない利用者支援事業所、地域子育て支援拠点事業所及び子育て援助活動支援事業所においても、放課後児童クラブ及び児童館の取組に準じて、各事業所等におけるこどもの安全や確保に向けた取組について留意いただくよう、貴管内の事業所等に対する周知をお願いいたします。

記

【新省令に基づく安全計画策定の規定内容について】

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）の規定による改正後の放課後児童クラブ設備運営基準（以下「放課後児童クラブ新省令」という。）及び児童福祉施設設備運営基準（以下「児童福祉施設新省令」という。）に基づき全ての放課後児童クラブ等は、令和5年4月より利用する児童の安全を確保するための取組を計画的に実施するための計画を策定しなければならない。（放課後児童クラブ新省令第6条の2第1項、児童福祉施設新省令第6条の3第1項）
- 安全計画では、放課後児童クラブ等の設備の安全点検の実施に関すること、放課後児童支援員や児童厚生員等の職員（以下「放課後児童クラブ等職員」という。）や利用者等に対し、事業所・施設内での活動はもちろん、遠足等の事業所・施設外の活動時や、放課後児童クラブ等が独自にバス等による送迎サービスを実施している場合におけるバス等での運行時など事業所・施設外での活動、取組等においても、安全確保ができるために行う指導に関すること、安全確保に係る取組等を確実にを行うための放課後児童クラブ等職員への研修や訓練に関することなどを計画的に行うためのものであることが求められる。
（放課後児童クラブ新省令第6条の2第1項、児童福祉施設新省令第6条の3第1項）
- 策定した安全計画について、事業所・施設長や法人の理事長など放課後児童クラブ等の運営を管理すべき立場にある者（以下「事業所長等」という。）は、実際に児童への支援等を行う放課後児童クラブ等職員に周知するとともに、研修や訓練を定期的実施しなければならない。（放課後児童クラブ新省令第

6 条の 2 第 2 項、児童福祉施設新省令第 6 条の 3 第 2 項)

- 放課後児童クラブの運営を管理すべき立場にある者は、利用する児童の保護者に対し、事業所内外における児童の安全に関する連携を図るため、事業所での安全計画に基づく取組の内容等を入所時等の機会において説明を行うなどにより周知しなければならない。(放課後児童クラブ新省令第 6 条の 2 第 3 項)

なお、児童館においても、利用する児童の保護者に対し、施設での安全計画に基づく取組の内容等を利用時等の機会において説明を行うなどにより周知することが望ましい。

- 事業所長等は、PDCA サイクルの観点から、定期的に安全計画の見直しを行うとともに、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。(放課後児童クラブ新省令第 6 条の 2 第 4 項、児童福祉施設新省令第 6 条の 3 第 4 項)

【安全計画の策定について】

- 放課後児童クラブ等は、安全確保に関する取組を計画的に実施するため、各年度において、当該年度が始まる前に、事業所・施設の設備等の安全点検や、事業所・施設外活動等を含む放課後児童クラブ等での活動、取組等における放課後児童クラブ等職員や児童に対する安全確保のための指導、放課後児童クラブ等職員への各種訓練や研修等の児童の安全確保に関する取組についての年間スケジュール(放課後児童クラブ等の活動安全計画)を定めること(具体的な安全計画のイメージについては、「放課後児童クラブ活動安全計画例」**別添資料 4**、「児童館活動安全計画例」**別添資料 5**などを参考の上で作成すること)
- 安全計画の作成に当たっては、「いつ、何をなすべきか」を「放課後児童クラブ等が行う児童の安全確保に関する取組と実施時期例」**別添資料 6**などを参考に整理し、必要な取組を安全計画に盛り込むこと。
- 以上の一連の対応を実施することをもって放課後児童クラブ等における安全計画の策定を行ったこととする

【児童の安全確保に関する取組について】

- 児童の安全確保のために行うべき取組については、放課後児童クラブ運営指針や児童館ガイドライン等に基づき取組が既になされていることが想定されるものや、保育所保育指針(平成 29 年厚生労働省告示第 117 号)や学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号)の規定に基づく安全計画(以下「学校安全計画」という。)の策定などの取組内容等を踏まえ、以下のようなものが考えられる。

なお、当該内容は例示であって、地域や各放課後児童クラブ等の特性に応じ、独自に取り組む安全対策等を行うことを否定するものではない点に留意されたい。

①安全点検について

(1) 施設・設備の安全点検

- ・ 放課後児童クラブ等の設備等（備品、遊具等や防火設備、避難経路等）は定期的¹に安全点検を行うとともに、点検結果について文書として記録した上で、改善すべき点があれば速やかに改善すること。特に、児童の日常の遊びや生活に使用される設備等については、毎日点検し、必要な補修等を行うこと。
- ・ 点検先は、事業所・施設内のみならず、公園など定期的に利用する場所も含むこと。

(2) マニュアルの策定・共有

- ・ 活動時において、児童の動きを把握し、必要な声かけを行うなどの事故防止等に向けた取組について、職員間の役割分担を構築すること。
- ・ 遊具を使用した活動や事業所・施設外の活動等、事故等のリスクが高い場面での職員が気をつけるべき点、役割分担を明確にすること。
- ・ 緊急的な対応が必要な場面（災害、不審者の侵入、火事・ケガ（119 番通報）等）を想定した役割分担の整理と掲示、保護者等への連絡手段の構築、地域や関係機関との協力体制の構築などを行うこと
- ・ これらをマニュアルにより可視化し、放課後児童クラブ等の運営に係る全ての職員に共有すること

②児童・保護者への安全指導等

(1) 児童への安全指導

- ・ 児童の年齢、発達や能力に応じた方法で、児童自身が安全や危険を認識し、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について学習し、習得できるよう援助すること
- ・ 児童館においては、乳幼児の保護者に対して、家庭における安全教育に関する情報提供を行うこと
- ・ 地域の関係機関と連携し、交通安全について学ぶ機会を設けること

¹ 学校安全計画は毎学期 1 回以上（年に 3 回目途）とされている

(2) 保護者等への周知・共有

- ・ 保護者に対し、放課後児童クラブ等において策定した安全計画やマニュアル等の安全に関する取組内容を周知・共有すること。
- ・ 日常生活においても、児童の安全に係るルール・マナーを遵守することや、送迎バスや自転車、公共交通機関で来所・帰宅する児童の保護者には、来所及び帰宅時の安全確保の観点から、交通安全・不審者対応について児童が通所時に確認できる機会を設けてもらうことなど、保護者と連携し、放課後児童クラブ等における活動外においても、児童の事故等の防止につなげること。
- ・ 放課後児童クラブ等において策定した安全計画やマニュアル等の安全に関する取組内容について、必要に応じて地域の関係機関と共有すること。
- ・ また、児童の安全の確保に関して、保護者との円滑な連携が図られるよう、安全計画及び放課後児童クラブ等が行う安全に関する取組の内容について、公表しておくことが望ましいこと。

③実践的な訓練や研修の実施

- ・ 避難訓練は、地震・火災だけでなく、地域特性に応じた様々な災害を想定して行うこと。
- ・ 救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）の実技講習を定期的に受け、放課後児童クラブ等内でも訓練を行うこと
- ・ 不審者の侵入を想定した実践的な訓練や119番の通報訓練を行うこと
- ・ 自治体が行う研修・訓練やオンラインで共有されている事故予防に資する研修動画などを活用した研修を含め、研修や訓練は放課後児童クラブ等の運営に係る全ての職員が受講すること
- ・ 災害等の発生に備え、定期的に実践的な訓練や、研修を行うこと

④再発防止の徹底

- ・ ヒヤリ・ハット事例の収集及び要因の分析を行い、必要な対策を講じること
- ・ 事故が発生した場合、原因等を分析し、再発防止策を講じるとともに、①（1）の点検実施箇所や①（2）のマニュアルに反映した上で、職員間の共有を図ること

【安全確保に関する取組を行うに当たっての留意事項】

- 遊具を使用した活動や事業所・施設外の活動等、事故等のリスクが高い場面での対応を含む事業所・施設内外での事故等を防止するための、職員の役割分

担等を定めるマニュアルや、緊急的な対応が必要な場面（災害、不審者侵入等）時における職員の役割分担や保護者への連絡手段等を定めるマニュアルの策定が不十分である場合は、速やかに策定・見直しを行うこと

- 事業所・施設内活動時はもちろん、遠足等の事業所・施設外活動時においては特に、常に児童の行動の把握に努め、職員間の役割分担を確認し、見失うことなどがないうよう留意すること

- 児童を取り巻く多様な危険を的確に捉え、その発達の段階や地域特性に応じた取組を継続的に着実に実施する必要があること。例えば、災害については、地震、風水害、火災に留まらず、土砂災害、津波、火山活動による災害、原子力災害などを含め、地域の実情に応じて適切な対応に努められたいこと

- 放課後児童クラブ等において、独自にバス等による送迎サービスを実施している場合についても、放課後児童クラブ等が実施し、提供するサービスである以上は、活動時間外であるとしても、常に児童の行動の把握に努め、職員間の役割分担を確認し、児童の見落としなどがないうよう対応が必要であること

このため、①点呼による乗降時の児童の人数確認、②車を離れる前に、最後列の椅子の下まで見落としがないか確認、複数の人の目による確認（ダブルチェックの徹底）等を徹底すること

また、令和5年4月より、放課後児童クラブ等において送迎用バスを運行するときは置き去り防止への対応として、点呼等による確認を義務づけることとしており、別途示す内容に沿って適切に対応すること

- 都道府県、指定都市、中核市は、児童福祉施設新省令の規定に基づき児童館が安全計画を策定し、当該計画に基づく安全確保のための取組を行っているかを指導・監査する必要があるが、当該指導・監査は、「児童福祉行政指導監査の実施について」（平成12年児発第471号厚生省児童家庭局長通知）の別紙1「児童福祉行政指導監査事項」における2 施設指導監査事項（2）児童福祉施設事項の第1の1の着眼点の欄中「児童入所施設」の「（5）子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故防止、健康管理に関して必要な措置が講じられているか。」の規定に基づき実施すること。

- 別添資料 1 児童福祉法関連 参照条文
別添資料 2 子ども・子育て支援法関連 参照条文
別添資料 3 学校保健安全法関連 参照条文
別添資料 4 放課後児童クラブ安全計画例
別添資料 5 児童館安全計画例
別添資料 6 放課後児童クラブ等が行う児童の安全確保に関する取組と実施
時期例

以上

○本件についての問合せ先

(放課後児童クラブ・児童館)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成係

TEL : 03-5253-1111 (内線4966、4845)

FAX : 03-3595-2749

E-mail : clubsenmon@mhlw.go.jp

(利用者支援事業所、地域子育て支援拠点事業所及び子育て援助
活動支援事業所)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課子育て支援係

TEL : 03-5253-1111 (内線4965、4859)

FAX : 03-3595-2749

E-mail : kosodateshien@mhlw.go.jp